

# 地震・停電時の学校での対処とご家庭におけるご協力の依頼について

地震による災害は

第一次被害・・・建物損壊、倒壊、土地の隆起、沈降、地滑り

第二次被害・・・火災、電気・電話・ガス・水道などのライフラインの途絶、デマ・パニック等がある

1. 地震が発生したら、**自分の身の安全確保を第一とする**。原則として、地震が弱まり、係からの指示があるまでは以下の緊急対応をしながら教室やその場で待機する。

(本校建物は、建築新基準に即しており、「震度6強」までは十分に耐えられる構造である)

- 教室で授業中の場合・・・教科担任の指示により、机の下にもぐり、机の脚をしっかりと持つ。  
机の下にもぐれない場合は頭部を鞆・衣類等・何もない時は両腕で頭を抱えて守る
- 体育館の場合・・・建物の中央部に避難し、照明器具の落下やガラスの破損に注意する。
- 校庭の場合・・・建物から離れて校庭の中央に避難し、落下物に注意する。
- 実習室の場合・・・機械の電源を切り、火を使っていれば火の始末をする。

2. 地震の揺れが弱くなったら、  
この間、職員が校内巡視し施設被害の状況確認を行い、避難に支障がないか確認をする。  
(管理棟・教室棟・産振棟・体育館・校庭など、各担当者で行う)
3. 避難上、支障がない場合は・・・生徒全員に直ちに校庭に避難するように、放送連絡する  
支障があった場合は・・・安全通路を確保後、その経路について説明後、校庭に避難する

## 4. 避難上の注意事項

- ・教室等の照明のスイッチを切り、電源コードを抜く
- ・出火等の危険のある物は、栓を閉める
- ・避難する際は、頭部を手や衣類等で保護し、落下物や破損窓ガラス等に注意する。
- ・非常口や階段などは、上の階からの避難生徒をできるだけ優先し、担当職員の指示により行動し、パニックを起こさない
- ・火災が発生したら、消防署への通報（通報係）を行う。
- ・避難先は原則校庭とするが、地割れ等で危険がある場合は、別途指示に従う。

## 5. 校庭（又は指示された場所）に避難したら

人員点呼・・・避難後直ちに各クラスごとに1列に整列。委員長は点呼のうえ退避係の先生（各クラス担任）に報告、退避係の先生（各クラス担任）は各学年主任に、各学年主任は本部（教頭先生）まで報告。

## ○停電により、放送設備が使用できない場合

保健安全部職員が拡声器（3台）を使用して、教室棟、実習棟において避難経路・避難方法について生徒・職員に伝え、誘導をおこなう。

## 6. 生徒と保護者の連絡方法

**家庭との連絡方法は、原則としてご家庭から学校に電話連絡をしていただく。（校内電話の使用混雑緩和のため、ご家庭から学校への一方通行とし、もし携帯電話が使用可能な場合は、個々に対応してください）**

TEL **0276-84-4731**

**または 4733**

### ○生徒が帰宅できる場合

家庭との連絡がとれたら、帰宅手段が可能か担任が判断し、交通安全に注意させ、帰宅させる。生徒には、家族との連絡方法について事前に話し合わせておく。**（通学経路又は緊急時のご家族の集合場所等についても、事前にご家庭で話し合っておいてください）**

### △公共機関が不通となり利用できず、帰宅できない場合

地震情報を随時確認しながら、生徒を体育館または会議室等に集合させる。家族と連絡がとれて、帰宅が可能になるまで**学校で待機させる**。

## 7. 翌日が授業日の場合の対応

地震による建物や交通の被害状況等を家族と相談し、安全に登校できることを確認した上で、登校する。

安全に登下校することが心配な生徒は、学校に連絡し、自宅で待機するか状況を見て判断する。なお、**自宅待機になった場合は、公欠扱いになる場合もあるので、外に出歩くなど勝手な自由行動はとらずに、当日の授業時間割に従って、無理のない範囲で自習を行う。**